

2 文教第 4 0 7 号
令和 2 年 5 月 1 9 日

各私立高等学校等設置者 様

京都府文化スポーツ部文教課長

令和 2 年度京都府奨学のための給付金制度（新入生一部早期給付）
の周知等について（依頼）

平素は、本府私学行政の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

京都府では、貴校に在学する平成 2 6 年 4 月以降入学生徒（高等学校等就学支援金新制度対象者）の保護者等のうち、京都府内に在住する生活保護世帯及び住民税所得割非課税世帯の保護者等に対し、上記給付金制度を実施します。

つきましては、別添のとおり「新入生の保護者の皆様へ 京都府奨学のための給付金のお知らせ（4 月～6 月分 一部早期給付）」等を送付しますので、京都府内に在住する保護者等に対し制度を御周知いただくようお願いいたします。

なお、申請に当たっては、貴校の在学証明が必要となります。申請書内に証明欄があるため、そちらに記載いただきますようお願いいたします（在学証明書は原則不可）。できる限り各校で申請書の記載漏れ、添付書類の不備等がないかを御確認の上、申請書等を取りまとめていただき、京都府文化スポーツ部文教課まで御送付いただくよう御協力をお願いします。（保護者等が、直接、京都府文化スポーツ部文教課へ申請書等を御提出いただいても結構です。学校経由で申請書等を御送付いただける場合は、令和 2 年 6 月 3 0 日（火）までに京都府文化スポーツ部文教課に到着するように御送付ください。）

【提出先】

京都府庁 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁 文化スポーツ部文教課 宛て

なお、申請書様式等については下記ホームページにも掲載しております。

○京都府ホームページ（令和 2 年 5 月 1 9 日 更新予定）

<http://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syogakukyufukin.html>

注意事項

・新入生のうち、4月～6月分（年額の1/4）の早期給付を希望される方についての申請受付です。一部早期給付を希望されない方については申請必須ではありません。

- ・通常の京都府奨学のための給付金については、6月末以降に別途ご案内いたします。
- ・支給時期については令和2年8月末以降を予定しております。（他制度を申請されている場合は併給調整がある場合があります。）
- ・振込先口座の通帳の写しの提出が必要となります。
- ・健康保険証（写）の貼付台紙を同封しておりますので、御注意ください。
- ・取りまとめいただける場合は、お手数ですが提出物の左上箇所を糊付けしていただきますようお願いいたします。（書類の紛失等を防ぐため）

担 当	文教課 経営支援・宗教法人係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 5 1 6
FAX	0 7 5 - 4 1 4 - 4 5 2 3